

報告第 19 号

小城市認定こども園評議員運営規程の制定について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 8 月 26 日 提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

認定こども園に設置する認定こども園評議員に関し必要な事項を定めるため、市告示として新たに制定したので報告する。



小城市訓令第 11 号

小城市認定こども園評議員運営規程を次のように定める。

令和 3 年 4 月 1 日

小城市長 江里口 秀次

小城市訓令第 11 号

小城市認定こども園評議員運営規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、小城市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）が保護者、地域等から幅広く意見を求め、地域との連携をより強化した特色ある認定こども園づくりを行うため、各認定こども園に設置する認定こども園評議員（以下「評議員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第 2 条 評議員の定数は、5 人以内とする。

(任期)

第 3 条 評議員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第 4 条 園長は、必要に応じて、次の事項について意見を求めることができる。

- (1) 認定こども園の運営に関すること。
- (2) 保育及び教育に関すること。
- (3) 認定こども園、家庭、地域及び関係機関の連携に関すること。
- (4) その他園長が必要と認めたこと。

2 園長は、評議員の意見を参考とし、認定こども園の運営を行うものとする。

(守秘義務)

第 5 条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(選任手続)

第 6 条 評議員は、園長の推薦により市長が委嘱する。

2 園長は、できる限り幅広い分野から保育及び教育に関する理解及び

識見を有する者を選考して、推薦するものとする。

(運営の基本方針)

第7条 評議員の運営は、園長の責任と権限において行うものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、評議員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。